

分二章 勅查債

分一節 勅查債契約 債及成立

分九十七條

法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ
法律上ノ言語トスルモ

勅查債ナリ
勅查債ナリ
勅查債ナリ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ

分一ノ意義ニ從ヒ
分一ノ意義ニ從ヒ
分一ノ意義ニ從ヒ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ
勂查債トスルモ

シテ債務タルモノ
シテ債務タルモノ
シテ債務タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ
債權タルモノ

フモノニシテ
フモノニシテ
フモノニシテ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ
意義ニ從ヒ

定メ物件ヲ債權
定メ物件ヲ債權
定メ物件ヲ債權
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契
担保ニ供スル契

ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ
ノナリ立法左カ

之
か
設
定
子
因
ハ
ハ
正
ラ
サ
ハ
十
百
二
年

然	リ	ト	虽	モ	勤	盡	價	ノ	場	合	ニ	於	テ	ハ	造	言	ハ	未	ク
リ	ナ	レ	ハ	ナ	リ														
ト	ナ	レ	ハ	ナ	リ														
虽	ハ	ナ	リ																
モ	ナ	リ																	
勤																			
盡																			
價																			
ノ																			
場																			
合																			
ニ																			
於																			
テ																			
ハ																			
造																			
言																			
ハ																			
未																			
ク																			

之か設
定子因
タハ
ニ足
ラサ
ルナ
リテ
百二
年ノ

明女
ハ依
ルト
キハ
動カ
ズ
ノ設
定ハ
當事
夫ノ
意

思
ハ以
テ立
分ナ
リト
セ
即チ
動カ
ズ
取

得
ルハ
キ傍
檢在
カ動
カズ
所ノ
月
的
ハハ
物
件ヲ
占

有
レハ
トキ
トキ
トキ
非
カレ
ハ有
効ナ
ラサ
ル
ト

ス然
ルハ
トキ
トキ
トキ
利
ヲ付
與
レ得
ルハ
キハ
勿
論ナ

リト
星
ヲ之
レ立
形上
ノ理
論ハ
過
キ
未
ク
也
ナ

ニ占
有
ヲ得
セシ
ム
ハ
ト
云
フ
ハ
カ
ラ
ズ
蓋
シ

占
有
ハ
事
實ヲ
以
テ主
トス
ル
ハ
ナ
リ
然

レト
モ傍
檢在
カ傍
檢在
ノ爲
メ
レ違
言ヲ
以
テ動

依り	り	夕	積	本	左	、	進	力	進
り	寧	ん	積	条	、	義	人	力	進
特	口	中	極	、	交	務	り	ヲ	進
、	法	事	、	指	付	ヲ	シ	毛	進
一	理	物	身	々	二	鐘	テ	生	七
箇	上	ノ	、	夕	ノ	ノ	達	セ	夕
ノ	ノ	物	立	人	ノ	ノ	言	カ	八
法	理	立	付	動	義	動	在	八	ト
文	論	付	二	在	務	在	ノ	天	中
ヲ	、	リ	ノ	極	ヲ	在	之	ノ	ハ
設	基	生	口	契	負	ノ	、	、	是
テ	ヲ	二	ト	約	ハ	月	魚	非	達
之	天	ノ	ヲ	ノ	、	的	担	二	言
ヲ	ノ	天	昭	言	ノ	ノ	セ	即	ハ
昭	ト	ノ	記	義	ノ	ノ	ニ	テ	決
記	云	ト	ヤ	、	天	物	ノ	中	ニ
二	フ	言	二	ノ	ノ	件	夕	達	テ
ノ	ハ	ハ	口	積	ノ	ヲ	ノ	言	所
コ	中	レ	条	物	リ	積	作	ハ	事
ト	、	日	件	ヲ		極	爲	交	ノ

秀
レ
り
ト
レ
カ
カ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ

四ノ六ノ七ノ八

テ	律	ハ	テ	ナ	ナ	借	ニ	ハ	勝
ル	上	ナ	テ	ル	ハ	用	ル	一	レ
ナ	ノ	ク	意	ナ	之	カ	ノ	個	リ
ル	許	ノ	ヲ	以	レ	如	一	又	ト
ニ	ニ	ニ	以	テ	分	何	事	ハ	ニ
ヲ	所	ニ	テ	考	二	ナ	ヲ	教	ナ
正	ナ	テ	設	査	位	ハ	規	簡	ハ
別	ル	中	定	ニ	ニ	方	定	ノ	カ
ニ	中	合	ニ	示	孟	法	ニ	動	ル
ル	將	意	タ	ニ	ク	ニ	ル	考	ナ
コ	ナ	上	ハ	ハ	一	依	ヲ	ヲ	リ
ト	係	ノ	動	ハ	ナ	テ	以	特	ニ
ナ	外	動	考	動	問	為	テ	ニ	ヲ
ニ	ト	考	定	定	題	カ	足	義	以
	ニ	定	ニ	定	ナ	ル	レ	勢	テ
	テ	カ	適	ノ	ナ	ハ	リ	ノ	本
	其	ル	用	定	斯	天	ト	担	条
	許	ル	ニ	義	ノ	ノ	為	保	ニ
	ニ	上	ハ	ハ	如	ナ	ニ	ニ	於
	所	法	ル	定	ク	ル	其	供	テ

分	夕	之	千	夕	本	ト	テ	イ	又
九	ハ	夕	所	ハ	条	二	ハ	設	本
十	ハ	夕	ナ	ハ	ニ		分	定	条
八	合	以	リ	合	規		三	之	ノ
条	日	テ	外	ナ	定		章	得	完
	ヲ	事	尾	リ	二		ノ	ハ	義
	規	ニ	天	之	ハ		規	キ	ニ
	定	於	未	シ	所		定	コ	於
	セ	テ	夕	宣	一		ス	ト	テ
	リ	ハ	必	際	種		ハ	ヲ	動
		分	ス	ニ	勢		不	カ	産
		三	シ	於	左		動	ニ	債
		在	テ	テ	自		産	シ	ハ
		カ	常	又	ラ		債	シ	動
		動	ニ	金	テ		ト	リ	産
		産	然	万	後		至	ハ	物
		債	ハ	貝	ヲ		ス	点	ニ
		ヲ	ニ	凡	供		ス	ニ	於
		供	非	ハ	シ		リ	於	テ
		シ	ニ	ハ					ハ

三有カ債務左ノ義務ノ履行ヲ担保スル為メ

保証契約ヲ爲シ是人ノ約務ヲ爲シ得ルコトハ

唐テ證明セシメ凡所ナリ分三在ニテ已ト斷ノ

如テ權利ヲ有スル以上ハ債務在ノ爲メ物上担

保ヲ供スルノ權利又之ヲ有スルハテコト切論

ナリ而シテ其之ヲ爲スニ当リテハ保証ノ成立

ニ於テ凡ト同シク或ハ債務左ノ委任ニ基クコ

トテ凡ハシ又或ハ車務管取人トシテ好意ヲ以

テ之ヲ爲スコトナルハシテ分三在カ債務左ノ爲

ニ物上担保ヲ供スルニ至リタルハ原因日別ニ

棧	在	左	右	及	棧	十	分	棧	及	左	物
左	左	左	右	左	左	九	上	左	左	左	上
一	左	左	右	右	左	十	担	右	左	左	担
魚	力	力	力	ト	右	九	保	ト	左	左	保
物	義	義	義	ト	ト	条	人	ト	ト	左	人
ト	務	務	務	ト	ト		即	ト	ト	左	ト
壁	ノ	ノ	ノ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
臺	年	年	年	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
セ	清	清	清	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ニ	ヲ	ヲ	ヲ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	馬	馬	馬	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ハ	リ	リ	リ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ノ	ノ	ノ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ノ	ノ	ノ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
得	ハ	ハ	ハ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
一	ト	ト	ト	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	於	於	於	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	テ	テ	テ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	債	債	債	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ハ	ハ	ハ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ハ	ハ	ハ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ハ	ハ	ハ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ
ト	ハ	ハ	ハ	ト	ト		ノ	ト	ト	左	ノ

動	動	動	動	動	動	動	動	動	動
力	力	力	力	力	力	力	力	力	力
定	定	定	定	定	定	定	定	定	定
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
得	得	得	得	得	得	得	得	得	得
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル

義	主	必	ル	リ	ヲ	第	力	十	十
勢	成	安	ヲ	即	俟	破	ヲ	十	リ
ノ	自	ト	以	チ	タ	人	有	二	成
乃	在	為	テ	概	ス	ニ	セ	而	ニ
ノ	ハ	サ	テ	ニ	只	至	サ	シ	氏
勤	其	ハ	冬	テ	此	ツ	ハ	テ	位
是	能	ル	ナ	有	点	テ	コ	其	物
物	力	コ	リ	債	ト	ハ	ト	所	ノ
ヲ	ヲ	ト	ト	ニ	執	帝	ア	有	交
債	以	之	シ	テ	テ	ニ	リ	左	分
物	テ	シ	去	債	一	ヲ	好	ト	ノ
ト	有	ナ	債	ヲ	ノ	有	有	虽	純
シ	効	リ	ニ	護	注	セ	左	又	力
テ	ハ	ハ	テ	注	意	ハ	已	時	一
債	負	ハ	護	注	ニ	サ	ニ	ト	常
梅	担	ニ	注	ス	ハ	ル	然	ニ	ニ
女	之	自	ス	ノ	キ	コ	ハ	テ	之
ハ	得	治	柱	純	モ	ト	カ	ハ	ヲ
供	入	有	限	力	ノ	言	ル	ハ	必
甲	キ	ノ	ヲ	ア	ア	ヲ	ハ	純	用

至	能	十	特	今	子	ノ	子	二	二
係	力	レ	別	ス	必	場	勤	負	八
十	子	子	ノ	八	今	合	是	担	口
十	有	勤	合	口	二	レ	債	二	十
分	二	是	レ	十	八	於	下	几	子
三	几	債	レ	子	純	子	為	債	得
左	口	設	於	得	力	勤	二	勢	へ
力	十	完	子	八	子	是	口	ノ	子
債	必	左	レ	子	有	債	十	担	又
勢	安	力	右	子	セ	ノ	子	保	後
左	十	左	レ	子	サ	設	得	ト	貝
ノ	リ	債	速	十	八	定	へ	レ	人
為	即	レ	口	レ	天	左	レ	子	レ
子	子	子	八	人	尚	レ	何	被	被
レ	主	知	如	十	ホ	任	レ	右	右
勤	子	分	レ	リ	有	令	ト	見	見
是	几	子	至	レ	債	七	レ	人	人
債	債	為	レ	レ	レ	左	レ	ノ	ノ
勢	勢	二	何	レ	子	債	八	物	有
設	レ	ノ	外	レ	知	レ	右	件	効

本	分	定	、	、	、	尚	、	、	定
条	百	、	、	、	、	、	、	、	、
以	条	、	、	、	、	、	、	、	、
下		、	、	、	、	、	、	、	、
五		、	、	、	、	、	、	、	、
条		、	、	、	、	、	、	、	、
、		、	、	、	、	、	、	、	、
動		、	、	、	、	、	、	、	、
考		、	、	、	、	、	、	、	、
債		、	、	、	、	、	、	、	、
、		、	、	、	、	、	、	、	、
有		、	、	、	、	、	、	、	、
効		、	、	、	、	、	、	、	、
十		、	、	、	、	、	、	、	、
八		、	、	、	、	、	、	、	、
、		、	、	、	、	、	、	、	、
必		、	、	、	、	、	、	、	、
考		、	、	、	、	、	、	、	、
十		、	、	、	、	、	、	、	、
八		、	、	、	、	、	、	、	、

四六八

魚物之件
 魚物之件

檢	檢	左	テ	毒	ヲ	的	之	件	禮
儻	左	ノ	伍	儻	得	卜	レ	レ	レ
檢	ニ	加	今	ヲ	其	ナ	テ	當	ノ
左	レ	申	ハ	設	分	二	全	事	条件
ナ	テ	是	ハ	定	一	分	ク	左	ノ
リ	勤	レ	勤	レ	レ	三	分	ノ	ノ
右	毒	ナ	毒	レ	儻	左	三	利益	規定
ノ	儻	リ	物	レ	勢	之	左	ノ	之
点	ヲ	分	ノ	者	左	ヲ	ノ	乃	ル
ニ	有	二	置	上	若	分	利益	レ	ノ
采	セ	一	主	台	ク	ヲ	ヲ	之	ノ
レ	サ	同	若	意	ハ	テ	得	ノ	ナ
ハ	ル	十	ク	ヲ	儻	二	護	定	リ
分	ノ	レ	他	為	勢	種	レ	メ	而
三	即	儻	勤	レ	左	卜	ノ	夕	レ
左	今	勢	毒	ル	ノ	為	ノ	レ	テ
等	其	左	儻	人	レ	ス	ヲ	レ	叶
力	在	ノ	儻	レ	レ	コ	以	レ	訖
債	獨	特	檢	レ	動	ト	月	非	条

持。

日本書紀

公	ノ	二	ヲ	ヲ	ノ	本	ヲ	十	勞
私	和	ハ	防	シ	要	全	安	ハ	在
ノ	文	所	ヲ	テ	係	以	セ	ヤ	ト
方	ヲ	ノ	ヲ	利	有	下	エ	將	合
式	以	加	以	益	二	ニ		夕	意
ヲ	テ	キ	テ	ヲ	ハ	定		其	ヲ
設	規	是	目	得	分	ル		以	為
ケ	定	レ	的	也	三	ハ		在	レ
之	二	リ	ト	レ	在	所		ナ	夕
レ	ハ	方	ス	レ	ヲ	ノ		ハ	ハ
由	条	百	ハ	ト	詐	有		十	コ
テ	件	一	モ	ス	害	効		ハ	ト
テ	ハ	条	ノ	ハ	ニ	条		之	動
三	動	乃	マ	ハ	テ	件		ヲ	産
在	産	堂	リ	或	特	ノ		正	債
ヲ	債	牙	本	種	レ	申		不	ノ
シ	ノ	百	条	類	債	或		二	設
テ	檢	三	レ	ノ	檢	ハ		ハ	定
句	利	条	規	詐	欠	利		コ	以
已	レ	条	定	欺	ハ	害		ト	前

左	其	ヲ	動	コ	之	考	本	之	二
ト	代	指	産	ト	ト	産	産	ト	番
共	産	定	産	9	人	ヲ	ノ	人	抗
謀	ヲ	云	ノ	必	コ	コ	規	ヲ	セ
ノ	以	几	設	安	ハ	テ	定	的	ラ
上	テ	コ	定	十	証	分	レ	的	八
地	債	ト	証	十	書	三	從	ト	ハ
ノ	権	ヲ	書	二	ヲ	左	レ	十	中
債	ノ	安	コ	〇	調	レ	次	二	権
権	并	云	ハ	〇	製	至	条	〇	利
左	濟	蓋	照	〇	シ	レ	レ	〇	ノ
專	之	シ	カ	〇	テ	完	レ	〇	存
ヲ	充	他	之	〇	勤	全	揚	〇	在
害	フ	日	屋	〇	産	十	ウ	〇	云
云	ル	産	担	〇	債	几	ハ	〇	八
几	コ	物	保	〇	ヲ	効	域	〇	コ
為	当	ヲ	ス	〇	設	力	合	〇	ト
メ	リ	雙	人	〇	定	ヲ	ノ	〇	ヲ
先	債	壹	債	〇	云	有	外	〇	知
フ	務	シ	権	〇	几	セ	動	〇	ラ

如	以	凡	上	件	凡	動	之	左	債
何	于	物	他	之	物	產	が	ト	權
十	二	件	債	定	件	債	為	其	以
八	凡	代	權	メ	之	ノ	人	利	外
方	コ	工	左	ハ	指	設	ナ	益	ノ
法	ト	凡	之	ト	定	定	リ	之	金
之	之	之	詐	ト	二	証	ト	分	額
依	得	之	害	ト	凡	書	ト	配	之
之	ハ	債	之	ハ	コ	ハ	ト	二	債
債	ケ	額	ハ	債	ト	照	カ	凡	權
物	レ	之	為	之	之	カ	ト	加	左
ノ	ハ	夕	之	ハ	若	ト	カ	手	之
指	ナ	大	之	債	シ	動	ト	コ	交
定	リ	十	當	權	ノ	產	ト	ト	付
之		凡	初	左	斯	ノ	之	ト	シ
照		他	債	ト	ノ	目	カ	之	後
力		ノ	物	ト	如	的	ラ	之	密
之		物	ト	共	手	物	シ	之	債
二		件	之	謀	之	之	ト	債	弱
ハ		之	夕	ノ			ト	弱	

程	リ	工	才	考	テ	大	才	工	才
七	中	即	方	考	二	条	百	設	中
人	取	テ	式	ノ	八	ノ	一	明	一
取	レ	畢	ト	成	二	法	条	ヲ	法
ヲ	考	ハ	ニ	立	ト	文		寫	文
以	レ	一	テ	レ	ヲ	レ		二	ノ
テ	証	箇	中	必	必	依		ト	記
証	目	ノ	証	安	安	レ		ト	二
扱	存	証	書	テ	ト	ハ		ヲ	几
ノ	存	扱	ノ	几	二	動		考	所
不	也	夕	辨	一	レ	考		也	已
足	サ	几	製	箇	又	佐		二	レ
ヲ	八	二	ヲ	ノ		ノ			明
補	ト	迄	年	季	立	設			瞭
フ	中	中	二	件	法	定			テ
コ	ハ	ハ	几	ト	文	ハ			ハ
ト	普	ハ	无	无	一	証			ヲ
ヲ	通	天	ノ	稱	敢	書			以
得	法	ノ	二	二	行	ヲ			テ
ハ	レ	テ	非	ハ	動	以			交

佐	十	ノ	セ	儘	目	本	因	善	八
ノ	日	十	リ	梅	的	季	ヨ	通	勿
証	以	几	ル	ノ	夕	ノ	超	法	論
照	下	十	ル	証	人	明	過	ニ	十
ヲ	十	十	若	照	物	文	セ	於	リ
為	几	一	シ	ヲ	件	一	カ	テ	ト
云	坊	任	儘	為	ヲ	人	几	人	工
工	台	令	梅	云	証	証	坊	証	
ト	上	勤	ニ	工	照	ニ	台	ヲ	
ヲ	天	寺	シ	ト	云	依	リ	許	
得	尚	佐	テ	ヲ	几	リ	リ	云	
云	尚	ノ	五	必	ニ	勤	証	ニ	
何	上	目	十	安	ハ	寺	抄	証	
シ	人	的	四	ト	先	佐	篇	証	
ト	証	夕	ヲ	云	フ	ノ	分	物	
十	ヲ	几	超	几	人	設	六	ノ	
ト	以	儘	過	旨	証	定	十	儘	
人	テ	格	云	ヲ	ヲ	并	条	類	
担	勤	カ	几	規	以	ニ		五	
保	寺	五	毛	定	テ	所		十	

ノ
利益
ヲ
更
テ
レ
ト
ス
ル
儘
自
律
カ
証
照
セ
テ
シ

此	子	ハ	ハ	リ	カ	ル	コ	五	得
問	天	ウ	動	レ	債	レ	ト	十	篇
題	ノ	云	産	鳩	持	証	ヲ	四	レ
ヲ	ナ	同	佐	合	ノ	扱	許	ヲ	於
決	リ	レ	ノ	ノ	生	篇	レ	超	テ
之	ヤ	ク	設	如	レ	分	夕	過	之
ル		人	定	キ	夕	六	ル	二	ヲ
レ		証	モ	是	ル	十	特	ル	規
ハ		ヲ	又	レ	高	九	別	モ	定
一		以	其	ナ	時	条	ノ	尚	云
ノ		テ	自	リ	計	レ	坊	云	ハ
且		証	的	斯	証	掲	合	法	コ
亦		照	物	ノ	ヲ	ケ	是	符	ト
ヲ		二	ノ	如	得	夕	レ	上	ナ
為		ル	從	キ	ル	レ	ナ	人	レ
之		コ	類	鳩	コ	如	リ	証	即
コ		ト	如	合	ト	ク	之	ヲ	レ
ト		ヲ	何	レ	能	債	ヲ	用	債
ヲ		得	レ	於	ル	持	何	ユ	持
委		ハ	拘	テ	カ	友	云	ル	カ

全	証	立	有	之	結	工	ハ	夕	工
ニ	可	ノ	ム	ク	采	動	カ	ハ	若
於	得	後	ハ	動	下	産	リ	ト	シ
テ	ル	ニ	シ	産	シ	債	レ	テ	債
債	コ	於	然	債	テ	ニ	事	全	権
権	ト	テ	レ	ノ	債	要	情	ク	ノ
五	缺	設	ト	証	権	シ	ハ	目	生
十	人	定	毛	明	五	テ	債	防	シ
四	カ	也	之	ニ	一	モ	権	十	ク
ノ	ル	ラ	ニ	付	債	同	ニ	ハ	ト
債	ル	シ	及	テ	権	ニ	要	時	動
類	カ	而	シ	人	ノ	ク	シ	ハ	産
以	存	テ	テ	証	証	存	テ	生	債
テ	在	日	動	夕	明	存	存	証	ノ
限	セ	設	産	用	ニ	工	ハ	得	設
交	リ	定	債	コ	於	ル	ノ	ル	定
	ル	ノ	権	人	テ	カ	コ	ト	也
	ル	高	債	権	ハ	政	ト	能	ラ
	ル	時	成	利	ト	其	ラ	シ	シ

日本銀行

格	ハ	是	立	王	テ	本	分	証	十
有	宣	上	付	重	有	本	百	以	二
セ	ハ	ナ	レ	委	効	二	二	テ	八
シ	ノ	リ	債	ナ	ナ	規	年	勤	昭
ハ	占	勤	権	ハ	シ	定	五	券	文
ハ	有	券	立	ノ	ハ	ス	ノ	債	ノ
又	ハ	債	現	ナ	ハ	所	ノ	昭	用
ハ	テ	ノ	立	即	ハ	ハ	昭	二	ハ
占	且	物	立	今	ハ	三	ハ	ハ	於
有	ハ	債	力	債	必	五	ハ	コ	テ
ハ	聖	有	占	権	ナ	五	ハ	ト	ハ
コ	約	有	有	ノ	ハ	シ	ハ	能	ハ
ト	物	セ	得	手	全	動	ハ	ハ	非
恰	上	ハ	夕	ハ	件	券	ハ	ハ	ハ
モ	的	ハ	ハ	債	中	債	ハ	ハ	ハ
消	的	ハ	コ	物	ノ	ノ	ハ	ハ	ハ
費	資	ノ	ト	ノ	大	シ	ハ	ハ	ハ

託

人	一	物	若	八	ト	レ	事	ナ	貸
カ	貸	件	之	ノ	レ	於	物	リ	借
ハ	借	カ	消	必	勤	テ	ノ	只	使
ハ	契	借	登	出	奇	法	物	右	用
又	約	主	貸	出	債	律	上	二	貸
高	二	ノ	及	テ	受	并	此	ノ	及
板	依	身	上	テ	レ	レ	立	ル	七
一	何	レ	使	ハ	一	宣	付	ル	家
博	考	交	用	天	種	益	ヲ	三	托
言	ノ	付	貸	ノ	ノ	ノ	必	種	ノ
二	利	セ	ノ	十	公	理	要	ノ	博
於	益	ラ	博	リ	正	由	ト	契	合
テ	ヲ	サ	合	二	ノ	二	レ	約	二
受	文	ル	二	方	方	基	勤	ノ	於
高	ク	ト	於	法	テ	テ	奇	博	テ
女	ル	ト	テ	ヲ	設	之	債	合	レ
家	コ	レ	貸	ク	ク	ヲ	ノ	二	同
托	ト	借	主	ク	ク	必	博	一	一
物	紙	立	借	ク	ク	要	合		

レ	付	且	中	コ	債	伍	ノ	ル	ノ
ハ	キ	他	債	ト	権	令	夕	ト	立
ナ	債	ノ	務	純	在	債	ハ	キ	付
リ	権	債	在	ハ	ハ	物	ハ	ハ	ヲ
右	ノ	権	ノ	二	決	カ	レ	寄	得
ニ	有	在	為	何	シ	債	之	託	工
述	濟	ハ	レ	シ	テ	権	レ	ハ	後
フ	ヲ	至	夕	ト	勤	在	反	ハ	ワ
凡	至	シ	ハ	ナ	毒	ハ	レ	案	テ
所	ス	優	他	レ	債	立	テ	託	之
ノ	ル	先	ノ	ハ	ノ	付	勤	在	ヲ
瓦	ノ	ヲ	讓	債	利	セ	毒	ノ	保
論	権	以	法	権	益	ラ	債	為	管
力	利	テ	ヲ	在	ヲ	レ	ノ	メ	ス
容	ヲ	債	在	ハ	有	廿	坊	レ	ル
易	有	物	効	其	セ	凡	百	全	コ
ニ	レ	ノ	ナ	物	ム	時	レ	ク	ト
解	得	債	ヲ	件	ト	ト	坊	取	能
シ	可	権	ヲ	レ	云	尾	テ	テ	ハ
得	ケ	レ	メ	付	フ	又	ハ	モ	リ

認	在	力	然	ト	在	國	右	ク	可
ム	リ	加	レ	リ	リ	ノ	ノ	ハ	キ
ル	シ	ク	ト	得	有	法	権	不	マ
ト	テ	産	天	可	ム	律	利	動	ノ
同	担	物	理	レ	ル	上	ヲ	産	夕
時	保	ノ	論	レ	権	不	有	物	ハ
レ	ノ	引	上	レ	利	動	レ	ハ	コ
決	利	法	リ	レ	力	産	夕	ト	ト
理	益	十	考	レ	之	レ	ハ	ハ	ハ
論	ヲ	千	フ	レ	ト	付	レ	昔	時
夕	有	切	ル	レ	同	レ	レ	飛	了
ハ	セ	合	ト	レ	一	抵	レ	レ	レ
中	レ	二	ト	レ	十	当	レ	レ	レ
亡	ノ	於	ト	レ	九	レ	有	レ	レ
夕	得	テ	ハ	レ	ヲ	レ	二	レ	レ
分	可	又	右	レ	以	有	レ	レ	レ
三	キ	尚	レ	レ	テ	ム	レ	レ	レ
在	コ	不	求	レ	知	レ	レ	レ	レ
ノ	ト	債	フ	レ	ル	債	レ	レ	レ
為	リ	権	ル	レ	コ	権	レ	レ	レ

り	若	心	心	知	意	至	分	何	メ
居	く	心	為	凡	ノ	ノ	三	こ	、
ハ	い	八	メ	工	抵	八	五	ト	堯
コ	一	為	、	ト	当	公	、	十	隆
ト	部	メ	追	能	ノ	子	至	レ	ノ
ヲ	カ	又	奪	ハ	合	ノ	抗	ハ	モ
知	巴	、	ヲ	カ	、	方	し	勤	ノ
ラ	、	債	交	凡	、	法	得	怠	タ
エ	他	務	ル	抵	於	ア	可	、	ル
シ	ノ	在	、	当	テ	ラ	キ	他	コ
テ	債	ノ	至	ヲ	ハ	サ	物	ノ	ト
身	持	有	八	負	分	レ	ナ	物	ヲ
債	ノ	、	如	担	三	心	ル	上	認
持	為	八	中	ス	在	ナ	、	担	メ
左	メ	不	コ	、	ヲ	リ	拘	保	ケ
ト	、	動	ト	財	シ	而	ハ	ト	ル
ナ	抵	、	十	產	テ	シ	ラ	号	可
ル	当	全	ナ	ヲ	金	テ	、	シ	カ
如	ト	部	カ	取	、	不	之	、	ラ
中	為		テ	得	其	動			ス

要	物	至	テ	こ	こ	ト	ノ	設	コ
係	カ	ッ	又	公	在	ナ	如	ク	ト
人	義	テ	拍	示	凡	シ	申	ル	ナ
子	務	ハ	馬	之	モ	ハ	公	コ	カ
ハ	担	之	ノ	ハ	ノ	動	示	ト	ラ
分	保	ヲ	持	月	こ	産	ノ	ヲ	シ
ニ	レ	異	合	的	ア	物	方	得	ム
左	供	セ	ト	的	ラ	ハ	法	ハ	凡
レ	用	ハ	同	ト	サ	不	ヲ	シ	為
知	セ	ハ	一	ニ	レ	動	制	獨	メ
ラ	ラ	ヲ	十	ハ	バ	産	定	リ	充
シ	ラ	得	リ	ハ	ナ	物	ス	動	分
ム	ク	ス	ト	ハ	リ	ノ	ル	産	十
ハ	ハ	委	是	ハ	之	如	コ	質	八
レ	コ	ス	天	ハ	ヲ	ク	ト	ニ	公
有	ト	ル	所	持	以	一	缺	至	示
リ	ヲ	ハ	合	合	テ	定	ハ	ッ	ノ
	利	レ	ニ	ニ	分	ノ	ス	テ	方
	害	動	法	於	三	城	何	ハ	法
		産	ハ	於	左	研	シ	斯	ヲ

其公示、方法、動產、目的物件、債權、

交付、他人、斯、如、十九、十、債、務、

其物、件、他、人、讓、渡、夕、十、十、十、債、務、又

、交、贈、友、物、件、引、渡、二、十、得、廿、力、故、

讓、交、人、動、產、債、有、二、八、債、權、在、至、即、時、

、動、產、債、二、八、能、八、八、一、方、之、於

、債、權、在、動、產、物、物、上、權、有、二、九、之、十、

、尚、士、理、宜、、物、ノ、占、有、有、二、八、
か、有、法、求

上、讓、交、人、至、之、優、占、權、有、二、八、
其、有、田、本、籍

、動、產、債、有、二、八、債、權、在、占、有、

ノ	儘	空	ト	勤	夕	以	ス	尚	他
当	極	用	ヲ	考	ハ	上	モ	工	ノ
明	在	ヲ	得	査	物	述	ノ	本	儘
レ	カ	要	ハ	値	件	フ	ト	篇	在
於	物	ニ	シ	ハ	ヲ	ル	誤	一	等
テ	ノ	ハ	而	ニ	儘	所	信	条	カ
心	占	ト	シ	ハ	極	ノ	工	レ	中
安	有	大	之	一	在	如	ハ	掲	特
十	ヲ	天	レ	種	ノ	ク	コ	ク	別
八	為	天	字	ノ	手	十	ト	ハ	ノ
八	云	少	ハ	公	レ	九	ヲ	八	ハ
条	コ	十	大	示	占	ヲ	防	共	担
件	ト	十	天	ノ	有	以	ク	同	保
夕	ハ	方	管	方	セ	テ	モ	担	ノ
ハ	ハ	法	便	式	レ	勤	ノ	保	物
レ	勤	ナ	ニ	ト	ハ	査	十	ノ	件
レ	査	リ	シ	箱	ハ	値	リ	一	ヲ
ア	査	リ	テ	ニ	コ	ノ	部	部	以
ウ	設	リ	テ	ハ	ト	目	ヲ	為	テ
ズ	定	リ	且	コ	ハ	的			

尚、其、控、利、の、保、存、の、必、要、ナ、ル、事、件、ナ、リ、即

チ、勤、務、債、の、目、的、物、に、現、貨、且、債、債、シ、テ、債、権、を

之、日、占、有、ス、ル、コ、ト、ハ、安、ク、否、ク、カ、レ、ル、事、三、在、リ

利、益、ト、安、全、ト、ハ、常、に、害、也、ナ、ル、ハ、ケ、レ、ル、事、ナ、リ、此

故、に、債、権、を、等、力、債、物、の、債、務、を、甚、く、ハ、テ、何、れ、に

、手、に、求、取、返、還、ス、ル、コ、ト、ナ、リ、之、ト、同、時、に、勤、務

債、に、止、息、ス、ル、是、に、由、テ、之、の、観、望、ハ、債、物、の、占

有、一、後、に、至、リ、テ、百、十、条、の、昭、文、に、示、ス、カ、如、く、債

権、を、一、箇、の、控、利、ヲ、ル、ニ、止、マ、ラ、ズ、尚、ホ、其

一、箇、の、考、念、ナ、リ、ト、云、フ、コ、ト、ヲ、得、ハ、シ

レ	賤	許	ノ	若	法	債	有	ノ	債
ハ	及	ス	手	ク	律	務	セ	夕	権
ナ	七	井	ニ	ハ	ノ	在	シ	凡	左
リ	老	ハ	者	便	許	リ	ハ	コ	カ
テ	障	法	ヲ	用	サ	シ	ハ	ト	放
百	ハ	律	ハ	益	ハ	テ	如	ヲ	物
七	強	カ	コ	借	凡	債	ク	安	ト
条	シ	豫	ト	事	所	権	難	ニ	付
ノ	ト	シ	ヲ	ノ	ナ	左	期	比	テ
昭	碍	ノ	得	名	リ	ノ	利	故	為
文	ク	防	ニ	義	又	為	利	主	ニ
ニ	ハ	カ	蓋	ヲ	債	メ	法	兼	ハ
依	コ	シ	シ	以	権	ノ	占	主	ナ
レ	ト	ト	斯	テ	左	占	有	カ	有
ハ	能	欲	ノ	債	ハ	有	ノ	力	ハ
債	ハ	ス	如	物	登	セ	改	主	現
権	カ	ハ	干	ヲ	債	シ	定	物	實
左	ハ	処	行	債	借	ハ	レ	件	ノ
ハ	一	ノ	為	務	事	ハ	依	ヲ	元
債	テ	詐	リ	左	託	ハ	リ	占	元

レ	行	レ	力	以	法	止	ヲ	リ	物
テ	意	十	句	テ	律	ニ	ハ	只	ヲ
塩	ト	リ	句	定	ノ	比	禁	止	テ
物	正	字	ノ	メ	許	エ	止	点	ニ
ヲ	直	隆	責	夕	ス	レ	ノ	レ	在
分	ト	、	何	ハ	所	ハ	限	就	レ
己	ニ	於	ヲ	分	ハ	少	リ	テ	望
在	交	テ	以	三	只	ニ	レ	ハ	望
、	今	時	テ	左	值	ウ	非	改	ム
案	ノ	ト	テ	ハ	物	寛	サ	他	ル
託	信	レ	テ	高	カ	ナ	ハ	ノ	コ
セ	用	テ	左	託	高	ハ	力	特	ト
レ	ヲ	債	高	セ	年	所	故	別	又
コ	重	務	託	ラ	左	ア	レ	レ	能
ト	コ	左	ニ	又	方	ル	之	条	ル
ヲ	ト	力	ル	一	ノ	レ	ヲ	件	ハ
禮	能	債	コ	債	合	レ	補	備	ハ
求	ハ	檢	ト	檢	意	レ	筆	ハ	所
ニ	二	左	云	左	ヲ	禁	ノ	ト	ト

三	九	債	于	手	買	本	一	存	コ
百	カ	券	在	所	云	条	し	云	ト
七	故	ノ	記	、	八	一		ノ	ア
十	、	占	名	天	規	主		不	ハ
七	有	有	債	ノ	定	十		役	ハ
条	体	、	権	ハ	ナ	シ		ヲ	ニ
	物	権	ハ	此	リ	テ		生	時
	ト	利	其	種	蓋	有		シ	ト
	同	ト	所	類	シ	体		テ	シ
	一	合	持	ノ	現	物		テ	ハ
	ニ	範	人	物	実	ヲ		之	債
	做	云	ヲ	止	ナ	月		ヲ	権
	セ	ハ	以	マ	八	的		禮	去
	リ	カ	テ	シ	占	ト		求	自
	考	ラ	権	ハ	有	ス		ス	ラ
	考	カ	利	ハ	ヲ	八		コ	債
	考	ル	左	ナ	為	動		ト	物
	考	モ	ト	リ	シ	産		ア	ヲ
	考	ノ	為	而	得	債		ハ	保
	考	ナ	シ	シ	ハ	ニ			

才百三系及七
分百尺系

牙百三系及七
分百尺系、於
立法及債務之

カ他、債務
之、封
之有
二、一
個、人
棧即
之

債棧
之、以
之自
己、債
務、物
ト為
之夕、
場合

ヲ現
完、之
依
之望
棧ノ公
示、割
交、完
全、ナ
ラシ

其分
一、債
務、之
カ分
三、之
、封
シ、有
二、
債
棧

ノ記
名、証
券、物
トナ
シ、夕
、
場合
ナリ

牛坊
舎、於
之望
取債
棧、之
カ、牙
三、之
、
証
之、
棧

利
之、完
之、
之、
必
要、ナ
ル、
件、
債
棧、
之、
証
之、
之

利
之、完
之、
之、
必
要、ナ
ル、
件、
債
棧、
之、
証
之、
之

ト	望	テ	力	勢	テ	夫	全	骨	公
二	取	容	テ	テ	債	々	ク	ハ	正
八	債	易	テ	テ	勢	々	々	望	証
二	権	ナ	テ	物	左	証	々	物	骨
ハ	矣	ラ	テ	ト	カ	々	々	々	骨
前	ニ	サ	テ	爲	テ	々	々	ハ	々
ニ	シ	ラ	テ	シ	債	々	々	債	ハ
述	テ	シ	テ	若	権	々	々	ノ	私
ハ	其	ム	テ	々	々	々	々	々	々
夕	権	ハ	テ	々	他	々	々	々	々
ハ	利	テ	テ	々	人	々	々	々	々
証	ヲ	ノ	テ	々	々	々	々	々	々
券	ク	十	テ	滴	々	々	々	々	々
ノ	三	リ	テ	々	讓	々	々	々	々
立	在	ハ	テ	々	法	々	々	々	々
付	ニ	ハ	テ	々	シ	々	々	々	々
ハ	至	ハ	テ	々	或	々	々	々	々
外	抗	ハ	テ	々	ハ	々	々	々	々
尚	セ	ハ	テ	々	他	々	々	々	々
ホ	シ	ハ	テ	々	々	々	々	々	々

署

貨物
レ
レ
テ
債
権
ヲ
得
ル
コ
ト
ヲ
分
三
債
務
在
レ

告知
二
ハ
コ
ト
ヲ
返
レ
一
方
レ
於
テ
ハ
分

三
債
務
在
カ
レ
債
権
在
レ
至
レ
互
効
レ
債
務
ノ
弁
済

ヲ
為
ス
コ
ト
ヲ
妨
ケ
他
ノ
一
方
レ
於
テ
ハ
債
務
在
カ

至
債
権
ヲ
有
効
レ
他
人
レ
讓
渡
シ
又
ハ
貨
物
上
為
ス

コ
ト
ヲ
妨
ス
ル
モ
ナ
リ
若
シ
貨
物
設
定
ノ
合
意
ヲ

為
ス
レ
當
リ
テ
三
債
務
在
カ
レ
コ
ト
干
渉
シ
ル
ハ
ト
キ

ハ
貨
物
取
債
権
在
レ
特
ニ
之
レ
至
レ
テ
告
知
ヲ
為
ス
コ

ト
ヲ
妨
セ
レ
二
個
ノ
方
式
ハ
五
法
在
カ
債
権
ノ
讓

法
ノ
妨
害
レ
定
メ
ル
方
式
ト
成
類
二
ハ
モ
ノ
ナ
リ

若	一	一	一	虽	債	一	一	一	一	一	一	一	一
之	同	却	一	又	債	一	一	一	一	一	一	一	一
質	条	于	一	之	在	一	一	一	一	一	一	一	一
物	一	及	一	力	一	一	一	一	一	一	一	一	一
夕	下	至	一	為	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
記	一	決	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
名	一	定	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
証	一	日	一	債	一	一	一	一	一	一	一	一	一
券	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
力	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
為	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
証	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
券	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
稱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
之	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ノ十八トキハ所証書ト担保ト為レ告ノ裏吞

ヲ為レテ以テ足レリト二叶切合レテ債権

左ノ質物トハ債権ノ系濟ヲ立テハ特利ヲ有セ

ハシ考着テ百八条

然レトモ商証書ヲ質物ト取リテハ債権左ノ右

ニ掲ケル二個ノ利益ヲ有セトモ星天若シ担保ノ

利益ヲ受テハ債権力目事上ノ債権ナルトキハ

テ百条ニ規定シテハ証書ヲ作ル方式ヲ免カ

レサハ天ノナリ故ニ担保ト為レ告ノ裏吞ヲ証

書ニ為レテ以テ是レトモ担保ト為レ告ノ裏吞ノ利

ト	ア	株	監	ト	社	介	法	マ	置
ナ	ル	業	査	答	ノ	二	ニ	ハ	リ
シ	中	ト	ノ	ニ	発	ノ	於	マ	受
ハ	ハ	記	コ	夕	シ	坊	テ	ノ	ウ
盤	是	名	ト	ル	テ	言	詳	ト	ル
査	夕	債	夕	坊	ハ	ハ	細	エ	債
取	求	株	誤	言	記	牙	、	女	権
定	フ	ト	取	ナ	名	百	規	エ	カ
ノ	ル	ノ	取	ナ	ノ	元	定	ハ	高
権	コ	召	ル	ナ	株	金	テ	ト	事
ニ	ト	、	ト	ナ	業	ノ	見	是	上
付	テ	如	当	又	又	規	ル	等	ノ
テ	必	中	ワ	ハ	債	定	ハ	ノ	債
遠	安	十	テ	債	権	エ	レ	点	権
用	ト	ハ	中	テ	テ	ハ		ト	十
ニ	サ	姓	会	以	所	所		至	ル
ハ	サ	債	社	テ	ニ	ニ		シ	坊
申	エ	ノ	ノ	テ	シ	テ		テ	言
規	何	善	記	監	テ	テ		ハ	ニ
定	レ	受	名	物	会	会		高	止

夕	リ	夕	成	債	一	ト	株	リ	ハ
ル	ト	生	立	棧	ノ	ア	妻		株
盤	又	之	し	ノ	坊	リ	及		妻
持	又	ハ	会	讓	百	又	ト		ト
ハ	汁	ハ	社	込	郎	時	債		債
前	種	ハ	其	ハ	子	ト	棧		棧
ニ	打	株	他	寺	無	シ	ハ		ト
掲	ノ	妻	ノ	事	記	テ	時		ノ
ケ	株	及	分	在	名	記	ト		乃
夕	妻	ト	三	ノ	ハ	名	シ		ハ
ル	及	債	在	合	坊	ノ	テ		ハ
所	ト	棧	券	意	合	五	在		ハ
百	債	ノ	對	ノ	ト	卯	記		ル
条	妻	交	シ	ハ	於	夕	名		所
乃	ヲ	付	テ	ハ	テ	ル	ノ		ア
分	目	リ	完	以	ハ	コ	モ		ラ
百	的	以	全	テ	株	ト	ノ		サ
二	物	テ	ノ	完	妻	ア	夕		レ
条	ト	足	効	全	及	リ	ハ		ハ
ノ	シ	レ	力	ハ	ト	分	コ		ナ

分百五

九十三全ノ
規定ニ付テ
箇至檢ノ
不可令十八

コトハ
交令ノ
設照リ
照一
リ而シテ
生理論ハ

管檢
ニテ又
適用シ
得ハキ
モノ十八
ニ依リ
管檢

ノ不可令
十八
惟度
ヨリ生
スル
効力ノ
此ハ
再

七詳論
スル
コト
ヨリ必要
トナ
カニ
只モ
生理論
ヲ約

言
之
ル
リ
以テ
足
レ
リ
ト
爲
云
即チ
管物
ノ
全部
及

七
各
部
ハ
債
務
ノ
全部
及
七
各
部
ヲ
担
保
ス
ル

天ノ
ナリ

最後
ハ
一
ノ
法
之
ヲ
妥
ス
ル
モ
ノ
アリ
是
レ
法
文
ハ

於	今	所	思	凡	ノ	ヲ	カ	カ	分	藍
テ	ナ	ノ	シ	ニ	モ	為	二	百	百	取
照	ハ	モ	基	外	ノ	シ	節	七	七	債
祝	コ	ノ	ヲ	ナ	ク	依	動	条	条	権
ス	ト	ト	モ	ラ	ハ	テ	動			在
ル	ハ	非	ノ	ス	コ	可	産			一
所	質	サ	二	吐	ト	分	質			個
ハ	権	ハ	シ	故	ヲ	ノ	契			ノ
コ	ノ	コ	テ	ト	欲	モ	約			条
ト	性	ト	立	セ	ヤ	ノ	ノ			件
ニ	質	是	法	ハ	サ	ト	効			ヲ
シ	依	レ	在	凡	ハ	為	力			以
テ	ト	ナ	ハ	意	ト	コ				テ
即	基	リ	凡	思	ト	ト				質
テ	ヲ	只	意	ヲ	ハ	ヲ				物
質	自	當	ヲ	推	及	得				ノ
権	他	事	定	定	至	ハ				交
ノ	ト	在	ス	ス	ノ	シ				付
不	生	ノ	ス	ス	合					ヲ
可	工	意	ス	ス	意					
あ	八									

し	立	才	り	通	ヶ	う	ス	雙	定
テ	法	注	即	ノ	ハ	加	ハ	賣	ウ
惣	左	意	ヶ	尔	雙	ハ	キ	買	ル
物	ハ	ヲ	惣	則	取	テ	コ	ヲ	モ
ヲ	惣	加	取	ト	債	惣	ト	必	ノ
地	取	ッ	債	基	権	物	是	要	ナ
人	債	ル	権	ヲ	左	ヲ	レ	ナ	リ
ト	権	ノ	左	有	ノ	存	ナ	ラ	即
惣	左	責	ハ	二	責	ス	ル	カ	ヶ
盛	カ	任	善	ハ	任	ル	コ	ハ	債
ス	債	アリ	良	所	ハ	ト	ト	ト	権
ル	務		ナ	ノ	特	ヲ	惣	取	ノ
コ	左		管	責	定	マ	取	債	年
ト	ノ		理	任	物	女	債	権	滴
ヲ	許		人	上	ノ	之	権	ヲ	ノ
禁	諾		ノ	全	債	之	左	之	為
シ	ヲ		為	ク	務	ハ	ハ	ヲ	メ
タ	更		ス	同	左	注	注	返	惣
リ	ケ		ハ	一	カ	之	之	還	物
何	ス			十	昔	於	還	ノ	

頭	合	乃	月	一	供	同	陰	承	と
ノ	ナ	ス	許	二	用	一	ノ	諾	ト
馬	ナ	コ	諾	個	ノ	ノ	恐	セ	ナ
リ	ナ	ト	シ	ノ	供	理	レ	エ	レ
以	二	至	夕	依	エ	由	天	目	ハ
テ	ノ	維	ル	外	ハ	レ	生	隸	斯
質	例	持	坊	アリ	コ	依	セ	期	、
物	外	及	合	リ	ト	リ	シ	ム	如
ト	ノ	七	ニ	分	ヲ	質	ル	ハ	ナ
馬	迄	保	シ	一	得	取	九	コ	所
シ	用	存	テ	ハ	エ	債	毛	ト	為
夕	ト	ノ	分	債	然	権	ノ	敵	リ
ハ	シ	為	二	務	シ	左	ナ	ハ	許
坊	テ	メ	ハ	左	ト	ハ	レ	ハ	二
合	ハ	ハ	質	カ	毛	質	ハ	ハ	中
リ	債	ハ	物	質	付	リ	ナ	毀	ハ
示	務	安	ノ	物	点	又	リ	損	債
エ	左	ナ	使	ノ	ト	之	又	及	務
コ	カ	ハ	用	使	付	ト	之	ヒ	左
ト	一	坊	リ	用	テ	ノ	ト	危	カ

ヲ	實	ト	ト	夕	若	ヲ	若	遂	ヲ
有	積	ア	キ	ハ	ク	急	シ	ハ	得
二	ヲ	ハ	ハ	カ	ハ	リ	實	ハ	ハ
一	取	ハ	ハ	言	ハ	又	取	使	ハ
コ	生	シ	カ	ハ	ハ	ハ	債	用	ハ
ト	セ	ハ	為	於	ハ	法	枚	堪	ハ
勿	シ	ハ	大	テ	ハ	律	在	ハ	サ
論	ム	ハ	債	取	ハ	ノ	ハ	ハ	ハ
ナ	ハ	付	枚	債	ハ	理	シ	ハ	ハ
リ	キ	テ	ノ	枚	ハ	定	テ	至	ハ
若	ヤ	才	喪	及	ハ	ハ	實	ハ	ハ
シ	否	判	失	其	ハ	シ	物	ハ	ハ
債	ヤ	所	ヲ	濫	ハ	テ	リ	ケ	ハ
枚	ヲ	ハ	宣	用	ハ	債	守	シ	ハ
在	認	本	言	ヲ	ハ	物	ス	ハ	ハ
ハ	定	性	セ	乃	ハ	ヲ	ハ	ハ	ハ
ハ	ス	ヲ	ラ	シ	ハ	使	ノ	ハ	ハ
テ	ハ	酌	ル	ハ	ハ	用	義	ハ	ハ
實	限	ハ	ハ	ハ	ハ	シ	務	ハ	ハ

ヲ	リ	盤	お	分	一	盤	八	ヲ	物
以	始	物	全	百	し	取	坦	其	ヲ
テ	ル	ヲ	ノ	七		債	得	分	分
債	ハ	分	法	全		持	ヲ	三	三
物	ハ	三	文			互	有	在	在
ト	盤	在	ハ			ノ	二	カ	ノ
乃	取	ハ	於			権	八	注	手
ス	債	盤	テ			利	十	さ	ハ
コ	持	盛	照			喪	十	及	案
ト	ハ	之	定			失	ハ	七	托
ヲ	自	ハ	ス			ヲ	參	篤	之
好	己	コ	ル			宣	考	字	ハ
ハ	ノ	ト	如			言	分	ノ	キ
ハ	債	ヲ	ク			セ	百	点	コ
舌	持	得	盤			サ	二	ハ	ト
夕	在	サ	取			ハ	条	於	ヲ
婚	ハ	ハ	債			コ	才	テ	申
觸	至	マ	持			ト	判	交	立
之	シ	ノ	在			リ	所	分	而
ハ	之	ナ	ハ			得	ハ	ナ	シ

通

百

身	質	毛	之	ヶ	二	ヲ	梳	上	所
ハ	物	ノ	カ	夕	於	他	在	十	ア
点	ヲ	ト	制	ハ	テ	人	ノ	七	ハ
ニ	以	ス	裁	質	分	ノ	如	ハ	似
於	テ		ハ	物	二	ノ	ク	分	タ
テ	更		分	ノ	ノ	質	質	二	リ
盡	ハ		一	更	質	ノ	物	ノ	ト
任	質		ノ	事	取	ハ	ノ	質	尾
ノ	物		質	在	債	コ	使	取	又
加	下		取	ノ	梳	ト	用	債	至
事	為		債	如	在	夕	ヲ	梳	至
ヲ	シ		梳	ク	ハ	得	為	在	實
来	夕		在	二	恰	サ	ス	マ	決
ス	ハ		ト	レ	元	レ	コ	又	シ
ス	村		全	テ	分	人	ト	分	テ
ノ	舎		夕	テ	百	十	ヲ	一	然
十	ト		同	テ	二	リ	得	ノ	ラ
リ	於		一	テ	条	片	ス	質	ス
即	テ		十	テ	ノ	村	且	取	何
テ	ハ		九	テ	ノ	舎	之	債	シ

通

百文書

分	テ	全	責	債	こ	一	分	分
一	ノ	ト	任	権	夕	キ	百	一
ノ	シ	ク	ヲ	左	ル	理	八	ノ
債	氏	年	免	一	モ	由	全	債
取	減	因	カ	巳	ノ	ア		取
債	生	力	ル	ノ	ナ	ラ		債
権	者	不	レ	意	ル	カ		権
左	ク	可	コ	思	カ	レ		左
ノ	ハ	執	ト	ヲ	ル	ハ		ノ
債	毀	力	能	以	ハ	ナ		債
物	損	ト	ハ	テ	ス	リ		物
ノ	ヲ	出	何	債	何			ノ
所	生	ツ	シ	物	ト			所
在	シ	ル	ト	ノ	ナ			在
ノ	タ	ト	レ	專	レ			ノ
移	ル	キ	ハ	知	ハ			移
動	ト	ト	債	障	債			動
ノ	キ	電	ノ	ヲ	ノ			ノ
依	ハ	天	專	互	互			依
ツ	維	氏	左	ノ	ノ			ツ

校	ト	ノ	純	採	ル	工	定	ノ	キ
ヲ	能	特	シ	取	採	一	取	望	元
以	人	子	以	之	官	レ	債	望	ノ
于	カ	ノ	立	ハ	ニ	債	債	ヲ	ハ
在	ハ	許	法	シ	於	左	左	爲	只
滴	ヲ	可	左		テ	力	レ	ス	獸
ヲ	照	ナ	ハ		又	債	レ	コ	畜
担	レ	ク	中		同	債	レ	ト	ア
保	セ	シ	持		レ	又	依	ヲ	ル
シ	リ	テ	合		ク	ハ	リ	許	ノ
夕	蓋	既	レ		債	株	テ	諾	レ
ハ	レ	本	於		物	ヲ	法	シ	化
債	債	ノ	テ		ノ	債	定	夕	レ
駱	務	在	債		法	物	ノ	ハ	反
力	久	滴	債		定	レ	軍	妙	債
食	カ	ヲ	左		ノ	取	定	旨	務
身	一	更	力		果	リ	日	レ	左
ヲ	個	ハ	債		實	夕	取	於	力
月	ノ	ハ	務		ヲ		得	テ	債
的	債	コ	左					ハ	物

債

身	為	全	債	上	上	在	作	一	ト
子	人	台	債	及	中	力	為	個	二
月	之	子	在	之	心	担	月	ノ	儿
的	云	至	之	元	債	任	的	作	毛
ト	之	消	担	望	務	夕	為	ノ	夕
二	中	し	任	物	左	八	月	夕	人
八	控	債	夕	ノ	力	債	的	コ	ト
抄	表	愛	八	返	期	梳	二	ト	ア
合	夕	ヲ	債	還	限	ノ	八	ハ	ル
之	五	為	梳	ヲ	ノ	非	ノ	ハ	ル
於	夕	ノ	ノ	至	至	滴	可	夕	ハ
一	儿	資	亦	夕	夕	夕	合	ハ	コ
債	コ	力	滴	儿	ノ	儿	於	ト	ア
務	ト	夕	夕	コ	義	ノ	於	ア	ハ
左	八	夕	ケ	ト	務	ノ	夕	ハ	シ
一	ハ	債	夕	ヲ	獨	コ	望	ハ	シ
望	し	務	八	得	リ	ト	取	ハ	シ
取	又	左	後	二	ヲ	ヲ	債	ハ	シ
債	乞	ハ	其	望	為	許	梳	ハ	シ
				取	二	二			

立	墜	ノ	ハ	ル	望	ル	ノ	ル	梳
法	ハ	差	身	ハ	物	ハ	款	工	在
左	コ	類	ハ	債	夕	シ	ハ	ト	ハ
ハ	ト	夕	九	梅	ハ	何	正	ア	委
望	ア	類	殺	者	債	レ	担	ハ	シ
物	ル	還	ハ	者	梅	ノ	保	ハ	テ
ト	ハ	以	利	者	ハ	付	ス	夕	丸
為	ケ	レ	益	大	弁	合	ハ	身	殺
シ	レ	ハ	夕	古	滴	レ	債	ハ	夕
夕	ル	ル	生	夕	夕	於	梅	望	主
ハ	ナ	コ	人	危	至	テ	夕	物	張
債	リ	ト	シ	險	カ	マ	リ	ト	レ
梅		能	メ	ナ	レ	望	夕	レ	得
力		人	又	リ	ハ	取	夕	夕	ハ
裏		ハ	ハ	ト	ハ	債	大	夕	夕
書		ル	兩	ス	夕	梅	ナ	ハ	因
夕		ノ	個	何	得	左	ル	ハ	夕
以		不	ハ	ト	セ	夕	コ	ハ	有
テ		幸	債	ナ	レ	シ	ト	債	夕
取		レ	梅	レ	ハ	テ	了	梅	ハ

債	レ	テ	分	債	り	有	依	持	引
取	レ	テ	分	務	分	之	レ	合	之
債	レ	テ	二	ノ	一	人	レ	ニ	ハ
権	レ	テ	証	弁	如	ノ	レ	於	中
在	レ	テ	書	消	比	レ	レ	テ	証
カ	レ	テ	ノ	日	証	レ	レ	テ	書
物	レ	テ	所	ノ	書	レ	レ	テ	十
日	レ	テ	持	人	ノ	レ	レ	テ	八
り	レ	テ	即	ノ	債	レ	レ	テ	持
生	レ	テ	十	権	務	レ	レ	テ	合
二	レ	テ	債	利	交	レ	レ	テ	日
八	レ	テ	取	ヲ	ハ	レ	レ	テ	以
采	レ	テ	債	有	自	レ	レ	テ	テ
直	レ	テ	権	二	己	レ	レ	テ	外
及	レ	テ	在	八	ノ	レ	レ	テ	ト
七	レ	テ	カ	七	利	レ	レ	テ	十
寿	レ	テ	期	二	益	レ	レ	テ	七
出	レ	テ	限	二	ノ	レ	レ	テ	日
物	レ	テ	レ	レ	為	レ	レ	テ	ハ

物	望	外	友	二	二	既	梅	口	二
ノ	取	百	毛	從	付	二	在	下	付
保	取	九	又	フ	中	先	ハ	ハ	中
存	梅	条	果	天	分	取	少	特	地
ノ	左		宜	尚	九	特	百	ハ	ノ
為	カ		ハ	ホ	十	梅	十	設	債
メ	望		付	單	尺	ヲ	一	明	梅
登	物		キ	純	全	有	条	ヲ	左
用	ノ		先	ハ	ノ	云	ノ	安	ハ
ヲ	占		取	角	規	レ	規	セ	ハ
安	有		特	至	定	ハ	定	ハ	テ
二	リ		梅	梅	ハ	十	ハ	何	先
ハ	為		ヲ	ノ	讓	リ	是	レ	取
コ	ス		有	之	レ	加	キ	ト	特
ト	ト		二	ヲ	リ	之	元	十	梅
ア	キ		几	有	而	存	存	レ	ヲ
ハ	一		天	二	シ	条	ハ	ハ	有
ハ	屢		ノ	几	テ	ハ	付	債	二
シ	口		十	債	同	点	テ	債	ハ
且	望		リ	梅	条		モ		

疵。

有	主	且	是	保	控	占	上	存
二	主	且	是	保	控	占	上	存
一	主	且	是	保	控	占	上	存
本	債	債	債	債	債	債	債	債
全	債	債	債	債	債	債	債	債
一	先	主	主	替	替	存	所	所
昭	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕
文	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕
一	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕
保	并	債	債	控	債	隱	コ	保
存	商	債	債	控	債	隱	コ	保
ノ	商	債	債	控	債	隱	コ	保
為	夕	合	有	有	有	夕	夕	夕
人	夕	合	有	有	有	夕	夕	夕
必	夕	合	有	有	有	夕	夕	夕
關	夕	合	有	有	有	夕	夕	夕
ノ	特	合	有	有	有	夕	夕	夕
突	特	合	有	有	有	夕	夕	夕

日本書紀

于	整	二	レ	純	ノ	△	債	ノ	用
同	用	於	レ	レ	尔	儿	権	工	ノ
至	ハ	テ	必	レ	公	権	左	ト	レ
況	百	要	ハ	益	益	利	立	夕	現
レ	十	ノ	レ	ノ	七	十	替	ケ	定
ハ	全	ノ	ア	整	債	レ	リ	二	レ
整	ノ	整	ラ	用	権	云	路	是	テ
取	法	ノ	カ	レ	左	フ	又	敢	有
債	文	レ	カ	基	ハ	レ	債	テ	益
権	ヲ	ヲ	故	ノ	求	那	務	斯	ノ
左	以	規	レ	債	償	三	久	ノ	整
ハ	テ	定	立	権	ノ	牛	レ	如	用
正	規	セ	法	ハ	権	点	至	十	即
債	定	蓋	久	當	利	レ	レ	整	テ
還	ハ	之	ハ	蓋	ヲ	付	テ	用	改
ノ	所	必	只	権	有	テ	債	レ	良
為	レ	安	本	ヲ	ハ	ハ	景	付	ノ
レ	レ	ノ	全	生	レ	善	ヲ	テ	整
整	レ	ノ	全	セ	レ	道	求	ハ	用

物	ノ	兩	至	權	ヲ	有	之	ル	元	ノ	十	七	人	十	リ
少	百	十	全	及	分	百	十	一	全						
力	百	二	全	ノ	下	之	於	テ	還	能	之	夕	八	如	ノ
在	力	能	望	權	ヲ	以	テ	分	三	在	之	至	坑	也	レ
ハ	必	二	望	物	ヲ	占	有	二	九	口	十	ヲ	茲	二	八
此	故	之	望	物	ノ	占	有	ハ	一	種	ノ	義	務	十	八
望	ヲ	有	之	レ	ト	之	力	為	之	望	單	債	權	在	ノ
夕	ヲ	不	ト	云	フ	コ	ト	ヲ	得	之	既	之	望	物	ノ
テ	債	權	在	ノ	權	利	ト	爲	之	上	ハ	前	條	之	規
ハ	如	ノ	望	物	ノ	存	在	ハ	望	物	ノ	爲	之	蒙	

リ	ナ	主	二	文	分	校	ル	才	二
タ	リ	ヲ	於	ハ	ハ	友	コ	百	善
ル		ル	テ	ハ	ハ	ハ	ト	十	通
換		債	巳	点	必	完	ヲ	条	ノ
義		換	ニ	ニ	ヨ	全	得	分	由
ノ		及	規	付	一	十	ハ	二	至
債		七	定	十	層	八	モ	項	校
最		後	ス	少	強	并	ノ	ノ	ノ
モ		夕	ル	百	固	濟	ト	規	定
又		ハ	所	五	十	ヲ	二	ハ	有
換		債	ア	条	二	至		望	二
利		換	リ	ハ	コ	ハ		取	ハ
ノ		ニ	ト	掲	メ	ハ		債	債
結		至	モ	ケ	夕	追		換	換
算		ス	ト	タ	リ	算		友	友
夕		テ	天	ル	即	料		ハ	ハ
ハ		テ	本	債	チ	ヲ		望	フ
中		ハ	季	換	望	両		フ	ル
明		前	ノ	不	取	至		ル	
カ		敷	明	可	債	二			
		金							

之	令	付	兩	乃	普	去	去	涉	儿
ヲ	所	テ	至	レ	通	ハ	カ	胡	檢
雙	欲	先	持	如	ノ	之	雙	胡	利
臺	セ	取	ヲ	計	兩	ヲ	物	至	ヲ
セ	サ	特	有	差	至	拒	ノ	ヲ	以
シ	ル	持	二	異	持	ハ	競	ル	テ
ム	均	ヲ	人	ア	ヲ	ノ	臺	凡	セ
ル	ハ	有	債	ル	有	檢	ヲ	寫	リ
元	ラ	二	檢	ハ	二	利	為	ハ	考
故	ス	八	左	次	八	ヲ	サ	任	者
障	レ	天	ハ	ノ	天	有	レ	令	才
ヲ	テ	ノ	兩	理	ト	二	ト	七	九
馮	他	レ	至	由	雙	ハ	破	債	十
レ	ノ	ア	二	レ	孔	レ	ス	發	五
得	債	ラ	八	依	債	元	凡	左	年
可	檢	二	物	ハ	檢	天	天	ノ	即
中	左	此	ノ	天	左	雙	他	ノ	个
ノ	葉	ノ	代	ノ	ノ	孔	債	債	債
理	カ	レ	債	十	ノ	債	檢	檢	檢
十		任	レ	リ		檢	ノ	ノ	ノ

レ	ハ	変	ノ	乃	ト	工	二	ヲ	レ
易	ハ	更	海	大	牛	八	天	為	只
キ	レ	也	程	意	レ	ノ	ノ	ス	債
モ	就	レ	レ	夕	於	ノ	テ	ヲ	務
ノ	申	メ	至	有	テ	ナ	ハ	以	左
ナ	望	サ	ラ	益	為	リ	之	テ	カ
ハ	物	ハ	サ	十	カ	程	ト	足	定
ト	カ	ヲ	ハ	リ	ル	テ	同	レ	全
キ	高	以	寫	ト	レ	質	コ	リ	ノ
コ	品	テ	ハ	二	コ	物	カ	ト	并
於	レ	利	望	此	ト	ノ	ラ	十	濟
テ	レ	益	取	故	望	質	二	二	ヲ
特	テ	ナ	債	レ	取	力	即	然	為
レ	市	リ	権	望	債	大	今	レ	ス
然	場	ト	左	権	権	天	生	氏	占
リ	ノ	ス	レ	ヲ	左	レ	取	望	所
ト	相	ル	取	以	ノ	利	特	取	物
乃	場	コ	保	テ	権	益	権	債	ノ
ス	変	ト	保	担	利	了	ヲ	権	占
	更	尸	ヲ	保	ノ	心	有	左	有

及	一	管	下	キ	市	ノ	ア	一	然
七	比	取	ヲ	ト	物	權	ウ	獨	レ
地	比	債	得	キ	權	利	二	ノ	氏
後	壹	權	二	レ	却	ヲ	他	債	權
ヲ	ノ	左		至	二	有	ノ	取	カ
八	時	ノ		リ	八	二	債	債	所
債	ノ	主		レ	方	一	權	權	明
權	マ	夕		以	注	レ	左	左	ニ
ノ	リ	ル		上	ル	蓋	等	ノ	至
定	ト	利		一	力	レ	又	之	リ
全	ス	カ		何	故	蓋	也	ヲ	タ
十	即	力		人	レ	二	レ	禮	八
八	々	實		ト	蓋	最	高	求	中
并	債	行		虽	ヲ	却	レ	レ	一
清	ノ	ヲ		之	為	レ	債	得	質
ヲ	元	見		ヲ	レ	物	求	ル	物
欠	本	ハ		拒	得	ノ	二	ノ	ノ
ク	利	レ		々	ハ	歌	八	レ	蓋
	息	至		コ				レ	壹

少	ノ	ヲ	メ	ル	ヲ	カ	本	分	ル
十	億	得	サ	抄	求	已	条	百	為
八	億	八	八	百	メ	乙	ノ	十	ノ
力	左	千	蓋	十	二	以	想	二	億
乃	乙	時	乙	リ	億	頭	定	条	物
メ	於	乙	乙	如	勢	十	乙		ノ
盤	テ	那	九	片	左	十八	所		代
取	之	乙	子	盤	ノ	元	乙		億
億	ヲ	十	ノ	取	他	元	乙		付
枚	確	信	億	億	ノ	盤	億		テ
左	求	乙	乙	枚	億	取	枚		先
乙	セ	ル	於	力	枚	億	ヲ		取
於	ル	為	テ	盤	左	枚	以		特
テ	ハ	メ	臺	物	天	乙	テ		枚
先	ハ	十	却	ノ	又	盤	担		ヲ
取	盤	八	乙	乙	之	物	保		行
特	物	ハ	乙	乙	ヲ	ノ	乙		フ
枚	ノ	乙	口	乙	求	乙	億		ヘ
ヲ	億	他	ト	求	メ	乙	枚		シ
行	乙				サ	乙			

フ	ト	キ	ハ	他	ノ	債	権	支	等	ノ	歸	ス	ハ	申	所	ノ	モ	ノ	十				
ウ	安	ス	ル	ハ	ハ	債	権	ハ	然	等	ノ	為	メ	ハ	ハ	ハ	何	等	ノ	利	益	ヲ	
モ	雙	ハ	サ	ハ	ハ	債	権	ハ	メ	ナ	ル	ハ	ハ	ハ	時	ト	シ	テ	ハ	雙			
不	債	権	支	又	ハ	他	ノ	債	権	支	ヨ	リ	債	物	ノ	雙	臺	ヲ	確				
求	シ	テ	手	債	ヲ	為	ス	モ	雙	臺	セ	シ	メ	レ	ト	ス	ル	代	債				
ヲ	以	テ	之	ヲ	雙	文	ル	ル	購	フ	ヲ	サ	ル	乃	メ	雙	債	ハ	至				
ヲ	サ	ハ	コ	ト	ア	ル	ハ	シ															
斯	ノ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ	如	キ
特	ニ	合	シ	テ	寫	シ	之	ハ	依	テ	債	権	ノ	全	額	共	ク	ハ	一				
額	ノ	在	濟	ニ	依	リ	ハ	乃	メ	債	物	ヲ	債	権	支	ノ	有	リ	歸				

鑿	得	也	也	也	取	取	物	持	勢	也
定	也	也	也	也	取	得	ノ	在	在	也
人	也	知	也	也	債	云	評	裁	ト	也
ノ	也	也	也	也	持	ハ	從	判	ハ	也
為	也	依	也	也	在	ト	ヲ	所	也	也
也	也	テ	也	也	也	ト	限	所	也	也
夕	也	債	也	也	也	ヲ	交	也	於	也
ハ	也	務	也	也	也	得	ト	申	テ	得
也	也	在	也	也	也	ハ	也	禮	如	也
物	也	ヲ	也	也	也	也	債	也	所	也
ノ	也	也	也	也	也	也	勢	也	也	也
評	也	也	也	也	也	也	ノ	也	也	也
也	也	并	也	也	也	也	也	也	也	也
類	也	端	也	也	也	也	也	也	也	也
力	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	為	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也
也	也	也	也	也	也	也	也	也	也	也

時	文	コ	夕	乃	お	警	儘	ハ	ハ
ト	ニ	ト	ル	サ	ト	左	極	却	儘
シ	警	了	ル	レ	求	々	額	テ	極
テ	差	ル	ル	ト	ル	玉	ヨ	儘	額
ハ	ヤ	ハ	ル	ス	ル	シ	少	警	ヨ
儘	ニ	シ	於	ハ	如	此	ナ	左	リ
極	ナ	而	テ	コ	ク	差	ル	ト	予
カ	シ	シ	儘	ト	苺	額	ト	乃	キ
未	コ	テ	務	ニ	孔	ヲ	ハ	ハ	ト
夕	ト	モ	左	付	儘	求	一	ク	ハ
按	テ	是	ハ	キ	極	二	儘	之	ハ
短	求	取	之	才	左	ハ	取	ハ	差
ト	ホ	ハ	ニ	判	カ	極	儘	ハ	額
至	ス	時	至	研	苺	利	極	及	ハ
ラ	ル	ト	シ	ハ	特	ヲ	左	ニ	ハ
カ	在	シ	是	ハ	夕	有	ハ	テ	付
力	ル	テ	取	求	已	二	ハ	詳	キ
乃	ハ	苺	ヲ	乃	ハ	ハ	ハ	儘	儘
又	夕	ヲ	乃	ハ	有	ハ	ハ	カ	極
							儘		左

以	核	力	本	身	厚	斗	輕	ノ	債
テ	在	債	全	百	云	今	少	基	核
中	レ	務	ノ	十	一	今	減	本	在
禁	流	ノ	旺	三	斗	茲	少	レ	ノ
止	流	并	文	全	所	レ	セ	於	債
ヲ	流	滴	レ		レ	論	レ	テ	求
為	許	レ	債		天	云	レ	債	ヲ
ウ	云	為	務		ノ	ハ	ル	核	拒
レ	コ	才	核		十	斗	レ	在	ム
ル	ト	利	核		リ	研	ア	ノ	コ
ト	ヲ	上	核			レ	ル	核	ト
斗	禁	ノ	合			ア	ハ	求	ア
レ	止	評	意			ウ	レ	ヲ	ル
野	也	評	ヲ			久	然	擲	ハ
ノ	リ	證	以			耳	レ	作	レ
如	蓋	ナ	テ			事	ト	レ	又
斗	レ	ヲ	債			所	又	レ	或
約	旺	レ	務			証	ハ	レ	レ
款	文	テ	在			法	如	レ	核
レ	ヲ	債				レ	氣	利	利

乃	債	善	月	レ	債	所	定	務	常
十	權	通	部	地	務	ノ	二	在	レ
債	全	十	レ	日	在	如	八	ハ	債
權	部	リ	定	業	力	ク	ノ	債	在
ノ	ノ	ト	月	務	車	債	当	ヲ	之
部	弁	二	分	回	業	ノ	リ	諾	ノ
ヲ	清	如	借	復	上	地	ハ	約	債
ノ	二	ハ	ノ	ノ	ノ	保	款	レ	務
古	付	何	契	明	困	ヲ	ノ	且	女
ノ	キ	百	約	レ	ノ	以	拒	至	ノ
大	交	レ	ノ	至	為	テ	ム	担	最
ノ	合	於	乃	ノ	ノ	債	コ	保	諾
レ	ノ	テ	二	無	一	務	ト	ト	也
債	担	債	何	濟	時	ヲ	能	レ	レ
額	保	權	言	ヲ	氣	約	ハ	テ	ノ
ノ	ヲ	在	ヲ	為	因	諾	ハ	債	而
物	有	一	以	ハ	ノ	二	ハ	權	レ
ヲ	也	カ	テ	レ	借	ハ	一	ヲ	テ
債	レ	一	大	コ	入	ハ	レ	設	債
權	カ	ノ	モ	ト					

易	于	通	初	二	一	一	為	リ	卜
レ	債	左	子	債	法	丰	二	債	為
此	務	自	于	務	レ	コ	コ	務	サ
約	年	已	年	在	テ	ト	ト	在	レ
款	年	ノ	効	ノ	利	ヲ	十	年	二
ヲ	道	將	力	債	益	茲	ヲ	消	八
取	二	未	ヲ	務	十	約	レ	ヲ	ノ
諾	八	ヲ	見	ノ	九	二	テ	為	レ
レ	コ	信	八	年	毛	一	生	サ	十
而	十	二	又	消	ノ	レ	研	、	ヲ
レ	ヲ	八	ノ	ヲ	レ	此	見	レ	二
テ	取	ノ	丁	為	非	約	梳	ト	尚
遂	二	原	人	サ	二	款	專	ト	不
レ	八	中	力	、	ト	レ	然	レ	債
言	力	必	取	八	虽	債	債	也	務
蒙	故	二	レ	ト	反	務	持	ノ	、
不	レ	期	債	レ	早	在	在	ノ	或
幸	レ	限	務	レ	竟	ノ	レ	研	取
レ	初	レ	在	レ	二	為	帰	債	レ
墜	容	レ	レ	レ	八	レ	二	ヲ	玉

儀	ノ	ノ	諾	カ	ノ	夕	ル	本	ル
儀	尚	如	ノ	如	乃	ハ	ニ	本	ル
シ	ナ	ク	ハ	ク	ノ	天	ハ	ノ	ル
女	ナ	ナ	コ	主	ノ	ノ	必	掲	ル
ニ	濟	ラ	レ	夕	危	夕	ス	ノ	ル
述	現	エ	見	ハ	陰	ハ	債	ノ	ル
ハ	日	シ	レ	債	ナ	コ	務	所	ル
夕	ノ	テ	ナ	ノ	ハ	ト	ノ	ノ	ル
ハ	豫	債	ノ	合	ハ	ヲ	海	ノ	ル
如	稱	務	實	意	已	必	既	ノ	ル
ナ	ヲ	ノ	際	卜	レ	ス	以	ノ	ル
質	得	海	ノ	同	如	中	於	法	ル
物	レ	ノ	於	昭	段	レ	レ	律	ル
ノ	カ	レ	テ	レ	レ	就	於	上	ル
未	乃	近	ハ	レ	於	テ	テ	整	ル
必	ノ	ハ	心	比	テ	志	言	制	ル
ノ	牛	中	又	的	述	元	之	ノ	ル
讓	的	債	レ	款	ハ	債	也	ノ	ル
注	款	務	天	ヲ	夕	務	ウ	ノ	ル
ヲ	夕	女	所	泉	ハ	友	ル	ノ	ル

然	う	年	及	依	本	ヲ	台	債	約
り	し	効	フ	ノ	条	堅	ト	務	乙
ト	メ	十	天	債	右	ハ	同	在	ハ
虽	ク	ハ	成	ノ	レ	サ	一	ノ	コ
反	リ	コ	一	年	掲	ル	十	為	ト
債		ト	年	清	ケ	ハ	ル	メ	ア
務		ヲ	一	レ	夕	カ	カ	レ	ル
カ		昭	部	レ	夕	ラ	ル	モ	ハ
一		記	分	レ	レ	エ	レ	夕	レ
且		レ	レ	テ	債		註	免	レ
故		レ	止	ン	物		釋	除	レ
疑		点	コ	ト	ノ		上	レ	レ
レ		レ	ハ	欲	事		レ	レ	レ
至		付	ハ	二	レ		レ	レ	レ
リ		テ	共	ハ	讓		レ	お	レ
夕		疑	レ	所	法		同	レ	モ
ハ		夕	レ	所	ノ		一	掲	レ
以		生	年	全	安		ノ	夕	レ
上		セ	的	部	的		保	ル	レ
レ		サ	ノ	レ	レ		護	レ	力

ト	能	止	夕	之	ス	從	ヲ	僥	本
ヲ	ム	ヲ	ハ	ナ	ス	來	得	務	條
答	リ	犯	以	ル	ノ	ノ	ハ	左	ノ
ス	ラ	ス	上	天	ハ	宣	シ	ハ	禁
	シ	理	ハ	ノ	本	驗	考	物	止
	ム	ノ	之	ノ	條	ハ	有	ヲ	ハ
	ハ	ア	上	ナ	ハ	依	以	以	最
	方	ハ	同	リ	揚	テ	テ	テ	早
	法	コ	明	故	テ	考	考	用	道
	ヲ	當	ハ	法	ハ	フ	カ	セ	用
	才	リ	詐	律	ハ	ハ	凡	テ	ル
	判	其	欺	ヲ	禁	ハ	百	ハ	ハ
	研	目	ノ	以	止	宣	五	ハ	ハ
	ト	的	手	テ	ヲ	宣	十	ハ	ハ
	得	ヲ	段	ハ	犯	リ	一	ハ	ハ
	也	在	ヲ	禁	ス	以	條	交	ハ
	シ	ス	以	止	レ	テ		フ	那
	ム	ル	テ	ヲ	モ	聖		ル	ハ
	ハ	コ	決	設	巧	ト		コ	即
	コ	ト	禁	テ		后		ト	テ

日	壹	表	後	下	當	9	以	大	本
於	壹	面	後	7	時	以	予	天	卒
予	卜	上	借	承	去	予	勳	容	ノ
壹	同	八	及	議	之	一	茂	易	禁
主	時	一	七	也	指	子	佐	十	止
氏	一	十	勳	也	十	月	ノ	几	9
代	壹	物	茂	卜	夕	ノ	設	天	更
從	壹	件	佐	二	八	力	定	ノ	カ
9	梳	9	設	八	七	如	9	蔽	几
更	能	代	定	ノ	ノ	借	入	ノ	為
還	9	借	ノ	合	初	入	ノ	予	ノ
之	要	先	定	之	ノ	物	ノ	附	用
予	的	ノ	ノ	手	手	未	何	壹	工
更	一	日	為	9	表	讓	予	外	几
更	定	一	工	表	面	讓	外	形	方
為	ノ	壹	工	面	上	予	勳	ヲ	法
カ	期	流	十	氣	ノ	契	茂	レ	レ
レ	限	只	十	レ	レ	台	佐	レ	レ
卜	内	此	レ	レ	レ	ノ	レ	レ	レ

中	当	今	卜	月	ノ	金	月	卜	乙
或	り	之	十	考	ハ	糸	行	十	八
債	所	之	七	云	ニ	ヲ	七	乙	ト
勢	契	的	ニ	コ	配	提	得	ハ	丰
ノ	的	款		ト	ニ	供	一	シ	ニ
并	一	附		能	其	也	丰	如	之
消	出	臺		ハ	結	カ	朔	以	主
十	正	之		ニ	ニ	八	限	契	ニ
丰	之	ノ		シ	至	明	注	的	之
坊	賣	外		テ	ヲ	心	込	ヲ	ヲ
台	之	形		流	テ	全	込	為	拒
ニ	ヲ	ヲ		傳	ハ	ノ	毛	シ	コ
於	之	備		ニ	至	件	尚	ハ	ト
テ	夕	ハ		ハ	ト	ノ	土	ト	ヲ
依	儿	契		ト	累	所	壹	中	得
物	ノ	的		十	十	有	主	之	カ
ノ	十	ハ		八	八	契	ニ	之	儿
研	几	儿		コ	コ	掩	於	掩	天
兒		シ				健	テ	ノ	ノ

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
禮	然	征	寫	ル	一	コ	ル	勅	授
碧	上	等	云	ル	契	ル	中	者	可
左	成	ノ	コ	ト	約	ル	ハ	後	當
レ	如	徵	ト	ノ	ノ	後	之	云	能
依	此	馮	通	外	外	夕	判	ノ	禮
リ	旨	十	九	形	形	之	別	契	左
才	意	夕	二	レ	レ	若	云	約	レ
和	ノ	レ	レ	即	至	レ	ハ	レ	得
研	告	テ	テ	ケ	宣	此	コ	臺	也
ハ	正	推	注	在	質	点	ト	置	レ
屬	ル	沿	行	レ	ヲ	レ	決	ノ	ル
石	他	レ	ノ	顯	顯	於	レ	仮	ハ
車	後	得	其	ハ	ス	テ	テ	裝	キ
室	如	ハ	制	善	天	疑	容	ヲ	金
ヲ	何	キ	ヲ	也	ノ	ハ	易	乃	四
其	レ	所	犯	ヲ	ト	レ	ナ	カ	貸
見	付	レ	云	以	判	レ	ラ	レ	及
云	テ	ア	如	テ	定	所	カ	レ	ヒ
ル		ウ	キ	合	定	ア	ル	夕	

コ	ト	ヲ	得	ヘ	シ	法	徒	ノ	摯	制	ヲ	犯	ス	者	ノ	身	事	及	ノ	為	シ	ヲ	ハ	詐	欺																											
チ	僥	勢	カ	已	シ	成	立	シ	ヲ	ハ	ハ	次	ノ	材	合	シ	マ	リ	即	中	宛	易	シ	若	見	シ	得	ヲ	ハ	ハ	ハ	後	僥	勢	在	カ	立	房	竹	欵												
附	ノ	臺	天	ヲ	以	テ	僥	持	在	ハ	謙	注	ヲ	為	シ	而	シ	テ	受	主	ノ	義	勢	ニ	身	ハ	代	供	ト	臺	主	ノ	有	ニ	ハ	僥	勢	ト														
主	ノ	義	勢	ニ	身	ハ	代	供	ト	臺	主	ノ	有	ニ	ハ	僥	勢	ト	主	ノ	殺	ヲ	為	シ	ヲ	ル	坊	石	是	レ	ナ	ク	本	条	ノ	定	メ	ヲ	ハ	竹	欵	ノ	禁	止	及	シ	兵	動	ハ	全	ク	僥
本	条	ノ	定	メ	ヲ	ハ	竹	欵	ノ	禁	止	及	シ	兵	動	ハ	全	ク	僥	檢	在	ニ	委	シ	僥	勢	ヲ	保	護	ス	ハ	為	メ	之	ヲ	定	メ	ヲ	人	規	定	ヲ	行	用	ス	ハ						
毛	ノ	丁	リ	此	規	ニ	僥	持	在	ヲ	此	規	定	ヲ	行	用	ス	ハ																																		

搜
自然堂製

物	帰	マ	二	右	二	左	勢	二	コ
ノ	セ	為	於	ニ	規	ノ	左	番	ト
從	レ	二	テ	速	定	ノ	ノ	ニ	ヲ
類	レ	コ	年	フ	レ	健	地	テ	得
之	ハ	ト	消	ハ	夕	人	ノ	之	二
夕	キ	ナ	ヲ	如	ハ	夕	債	ヲ	只
減	未	ナ	為	キ	善	リ	権	主	債
少	必	レ	カ	性	通	之	左	張	勢
レ	讓	テ	ハ	債	ノ	レ	ノ	ス	左
之	注	テ	ト	ノ	至	蓋	如	ハ	及
カ	ノ	所	ト	規	外	レ	キ	コ	レ
為	意	見	キ	定	ノ	財	レ	ト	氏
人	ヲ	権	ハ	十	遠	産	此	ヲ	承
債	為	ヲ	特	八	用	亦	得	レ	健
権	レ	債	レ	レ	ナ	三	レ	レ	人
左	ハ	債	債	ヲ	レ	百	於	レ	ノ
レ	レ	債	物	レ	十	十	テ	而	レ
此	レ	債	ノ	債	九	九	債	レ	債
合	後	債	評	勢	条	条	勢	テ	権
之	債	レ	債	左			左	債	左

後

自然堂製

全	之	人	明	勤	少	証	還	儿	日
力	子	明	卜	寺	百	求	之	如	不
之	免	弓	十	造	十	之	交	才	利
反	盡	家	り	日	比	ハ	債	妙	益
之	財	了	文	担	条	コ	務	ハ	ナ
債	効	二	ハ	保		ト	リ	ト	リ
務	ヲ	ハ	后	ト		ヲ	現	テ	レ
在	主	ハ	財	二		得	實	債	債
力	張	ハ	効	ハ		二	十	持	務
債	二	債	本	務			ハ	在	之
持	ハ	務	執	ハ			弁	ハ	却
在	コ	在	ハ	ハ			清	ハ	テ
ハ	ト	ハ	為	好			ヲ	債	之
債	ヲ	債	人	合			五	務	ヲ
物	得	ハ	法	レ			ヶ	在	利
ヲ	ハ	債	律	此			レ	ハ	益
立	キ	持	ノ	テ			コ	ハ	ト
付	中	在	定	已			ト	ハ	二
之	或	ハ	メ	レ			ヲ	返	
	ハ	到	夕	悔					

ラ	ト	ニ	ク	巳	大	本	リ	ニ	至
ル	ヲ	シ	ハ	レ	毛	全	中	シ	キ
一	得	テ	ト	好	疑	ノ	ハ	テ	夕
夕	一	從	キ	好	七	明	法	從	ハ
又	夕	テ	ハ	レ	十	文	律	テ	ハ
債	故	担	之	ナ	キ	ハ	ハ	明	之
務	ハ	任	シ	リ	好	分	於	効	シ
ノ	債	ノ	明	夕	言	二	テ	ハ	絶
好	務	定	効	ハ	ハ	ノ	明	常	工
明	ハ	ハ	力	後	付	決	力	ハ	工
ハ	明	ハ	巳	債	テ	定	ハ	中	債
先	効	債	ハ	務	之	夕	法	断	務
夕	ハ	務	進	去	夕	挿	定	セ	ノ
夕	ハ	ハ	行	動	求	用	云	ラ	認
テ	ハ	認	夕	去	フ	セ	ハ	シ	諾
動	依	ト	初	去	ハ	リ	所	夕	ヲ
去	テ	ト	夕	夕	ハ			ハ	為
夕	申	云	夕	返	債			モ	ス
夕	断	フ	ハ	定	務			ノ	モ
返	セ	コ	時	シ	力			ナ	ノ

普	テ	夕	返	年	ノ	一	性	こ	定
通	尚	リ	還	清	部	曾	性	ム	二
ノ	土	ト	ヲ	ノ	ニ	テ	ヲ	人	夕
コ	佐	根	求	推	於	集	有	債	八
ト	物	定	ル	定	テ	求	ム	勢	ト
ニ	ヲ	シ	ハ	ニ	詳	ヘ	八	左	キ
ア	取	得	ト	外	細	夕	天	ノ	ト
ラ	至	ヘ	十	十	ノ	ハ	ノ	研	尾
カ	カ	キ	十	ヲ	證	カ	十	為	天
レ	、	ニ	キ	ス	解	如	夕	一	佐
人	ル	非	焉	然	ヲ	夕	瓜	一	佐
ナ	カ	ズ	ハ	ハ	堅	又	ワ	記	夕
リ	如	蓋	未	、	ノ	証	變	記	債
且	キ	シ	夕	債	八	抄	賣	二	檢
他	一	債	債	務	如	篇	時	八	左
ノ	實	務	務	左	夕	ニ	効	所	ノ
一	際	ヲ	ヲ	力	至	至	十	ト	手
方	ニ	年	年	佐	夕	リ	八	同	ノ
ヲ	於	清	清	物	債	時	天	一	存
ク	テ	シ	シ	ノ	務	効	ノ	ノ	屯

夕	債	テ	：	又	本	介	サ	債	考
ハ	権	之	比	ハ	全	百	、	務	フ
物	ニ	ヲ	ス	天	ノ	十	九	左	ハ
件	シ	決	レ	ハ	規	五	加	ニ	時
ヲ	テ	ス	ハ	ナ	定	全	ナ	云	、
容	未	ハ	一	リ	モ		容	之	債
假	ナ	コ	層	只	又		易	時	権
ノ	消	ト	容	本	時		ト	効	左
名	滅	至	易	全	効		ト	ヲ	、
義	セ	奇	ナ	ノ	ト		解	中	之
ヲ	サ	ヲ	リ	問	要		ト	斷	令
以	ハ	得	ト	題	ス		得	セ	ノ
テ	馬	タ	尾	ハ	ハ		ハ	シ	担
占	ハ	リ	モ	之	一		ナ	レ	得
有	債	ト	尚	ヲ	個		所	ノ	ヲ
之	権	ナ	ホ	本	ノ		ノ	ナ	有
ハ	左	ス	明	全	問		コ	ナ	ス
ト	ハ		文	ノ	題		ト	訴	ハ
込	債		ヲ	問	ヲ		ナ	追	左
日	物		以	題	決		リ	乃	ナ

之	有	檢	夕	カ	己	一	モ	凡	廿
う	う	査	ハ	ハ	ノ	人	ノ	檢	ハ
占	為	一	他	十	研	人	ナ	他人	工
有	二	是	ノ	リ	凡	手	リ	人	ト
人	天	時	方	然	物	一	蓋	一	疑
ト	ノ	手	法	リ	一	併	レ	属	七
天	一	リ	一	ト	付	立	動	二	十
人	非	レ	依	虽	ト	二	竟	ハ	レ
、	二	テ	テ	天	動	几	位	コ	即
如	全	最	テ	若	竟	コ	檢	ト	テ
リ	ク	早	債	レ	位	ト	レ	リ	位
徑	自	質	勢	在	檢	リ	研	認	凡
テ	己	物	消	濟	リ	得	凡	メ	債
此	ノ	ノ	滅	又	有	二	檢	テ	檢
時	研	名	レ	一	二	何	ト	之	夾
リ	有	義	夕	法	ハ	人	一	リ	ハ
ノ	物	ヲ	ハ	律	コ	ト	同	占	債
債	ト	以	片	ノ	ト	虽	時	有	物
檢	レ	テ	一	認	純	元	レ	二	ノ
夾	テ	占	債	メ	人	信	后	ハ	研

雜錄

依	り	夕	ノ	ノ	檢	然	然	幸	ノ
ハ	夕	ハ	ト	ナ	在	シ	工	件	為
占	ハ	如	工	リ	ノ	氏	一	備	メ
有	檢	夕	巳	故	占	之	キ	ハ	レ
ヲ	系	占	コ	レ	有	レ	天	ラ	取
為	ノ	有	財	レ	ハ	全	ノ	カ	得
カ	物	ノ	産	占	家	夕	レ	凡	財
レ	依	家	篇	有	假	法	如	レ	効
ト	手	依	分	レ	ノ	律	レ	依	レ
夕	リ	レ	百	中	性	ノ		レ	道
凡	生	物	ハ	性	依	許		三	行
人	工	依	十	依	夕	サ		十	レ
ノ	八	力	五	ヲ	以	レ		午	正
檢	財	占	年	以	テ	凡		年	檢
利	レ	有	レ	テ	初	所		二	系
レ	此	ノ	於	レ	コ	ナ		レ	及
至	客	基	テ	レ	續	リ		テ	レ
レ	假	礎	誤	工	夕	假		財	善
明	ノ	ト	昭	凡	ハ	取		効	意
確	物	ナ	レ	又	毛	債		同	ノ

り	以上	尚	在	二	ノ
	一	ホ	二	非	意
	依	右	シ	ナ	義
	然	ノ	テ	レ	ヲ
	家	掲	任	ハ	含
	何	ク	全	消	シ
	ノ	ル	債	滅	ク
	占	二	務	セ	ル
	有	箇	ノ	カ	行
	在	ノ	并	ル	為
	タ	何	消	又	二
	ル	外	ヲ	一	極
	止	ノ	更	ト	四
	又	何	テ	二	ノ
	ル	言	タ	机	轉
	天	ニ	ル	二	換
	ノ	条	後	債	レ
	十	セ	上	取	依
		サ	尾	債	ル
		ル	毛	核	

自笑堂製

自然堂製



